

業 務 説 明 資 料

この業務は、この説明資料のほか、「横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱」に基づき実施します。

なお、この業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、今回のプロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

医療型学齢後期障害児支援事業業務委託

2 業務の目的

中学・高校生年代（以下「学齢後期」という。）の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、関係機関との連携等を図りながら、医師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士等が専門的な指導又は助言を行うとともに、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行うことにより、発達障害児等及びその家族の福祉の向上を図り、成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるようにすることを目的とします。

3 履行期限等

令和6年4月1日から令和7年3月31日までを契約期間とします。

なお、この事業の委託については、今回のプロポーザルによる事業者の募集、選定により、各年度の予算が確定することを前提に、5年間（令和6年度から令和10年度まで）有効とします。

4 事業の対象者

次の要件を満たす対象者とします。

- (1) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状を有する学齢後期の児・者またはその家族、及びその疑いのある児・者またはその家族。

ただし、学齢後期前後の移行支援が必要な場合には、その接続期の発達障害児等及びその家族等も対象とします。

- (2) 原則として市内に住所を有する者。

5 事業の対象地域

横浜市域全体

6 履行場所

受託者事業所内、学校等関係機関等

7 業務の概要

(1) 事業所の確保及び改修

ア 実施場所

事業所の立地等については、現在の学齢後期障害児支援事業所の立地を考慮しつつ、市内全域からの交通アクセスのよい立地であることに配慮してください。

イ 設備等

次の設備を設けるとともに、必要な改修を行ってください。プライバシーの保護への留意及び保健衛生の確保に努めるものとします。なお、設備は支障のない範囲内において兼用することができるものとします。また、実施場所の近隣エリアに確保することも可能とします。

- (ア) 診察・診療に必要な診療室 1室
- (イ) 相談支援に必要な相談室 1室
- (ウ) 心理的評価に必要な諸室 1室
- (エ) 会議、グループワーク等を行えるスペース
- (オ) 事務室
- (カ) その他事業実施に必要な諸室

(2) 施設備品の購入及び事務に関する準備

(3) 事業に関する準備

ア 人材の確保

イ 人材の育成

事業の実施に必要な研修等を実施してください。

(4) 広報に関すること

ホームページ等により、事業の周知を図ってください。

支援の内容や事務所の所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行ってください。

(5) 業務内容について

ア 発達障害児等に対する診察・診療（本事業の運営法人が実施場所の近隣エリアに所在する医療機関での実施も可能とする。）

イ 発達障害児等及びその家族等に対する相談支援

ウ 発達障害児等の心理的評価及び発達障害児等及びその家族等に対する発達支援

エ 学校等関係機関との連絡調整及び発達障害に関する技術支援

オ 発達障害児等及びその家族等を対象とした勉強会、グループ活動等の実施

カ 学校等関係機関への支援

キ 横浜市障害者相談支援事業要綱第4条第2項に定める二次相談支援機関としての業務

ク その他事業目的の達成に必要な業務

8 職員の配置等

(1) 所長 1名

(2)～(5)のいずれかの職員と兼務できるものとします。

(2) 医師 1名以上

発達障害に関する専門医。常勤・非常勤は問わない。

- (3) 看護師 1名以上
常勤・非常勤は問わない。
- (4) 相談支援を担当する職員 3名以上
常勤とする。
社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事であって、発達障害児等の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者とする。
- (5) 発達支援を担当する職員 1名以上
常勤とする。
発達障害児等の心理的評価及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者

9 相談時間等

発達障害児等が利用しやすい時間帯や曜日に行ってください。

- (1) 相談日
週5日以上
ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く
また、やむを得ず上記以外の休業日を設ける場合は、委託者と協議のうえ、休業日を別途相談日と振り替えることとする。
- (2) 相談時間
原則1日7時間30分以上(昼休みを除く)、開所する。

10 個人情報の取扱いについて

業務に関する事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等及び別紙「個人情報取扱特記事項」等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこととします。

また、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従ってください。

11 その他

- (1) 他の学齢後期障害児支援事業所、発達障害者支援センターと十分な情報交換、連携を図ってください。
- (2) 課題解決に向けた支援は、関係機関、障害福祉サービス事業所等と協働、連携して行ってください。
- (3) 事業所の立地等については、現在の医療型学齢後期障害児支援事業の利用者の継続性に配慮してください。
- (4) 「7(5)ア 発達障害児等に対する診察・診療」について、本事業の運営法人が実施場所の近隣エリアに所在する医療機関での実施とする場合には、本事業の相談支援対象者の診察枠を確保するなど、診察・診療を要する相談者が診察・診療を受けるための対応策を講じてください。
- (5) この業務説明書に記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。